

旅客営業規則等の改定について

当社では、一部規則について、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 改定規則

旅客営業規則

2 改定日

令和3年7月1日（木）初電より

3 改定内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20）

「旅客営業規則」新旧対照表

現行	改定案
<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第 122 条 旅客は、前条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、前条に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等より列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(手回り品の点検)</p> <p>第 130 条 旅客は、手回り品に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求めて、点検することができる。</p> <p>2 前項の場合、旅客が手回り品の点検に応じないときは、前途の乗車を拒絶することができる。</p>	<p>「旅客営業規則」 (抜粋)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第 122 条 旅客は、前条または第 130 条第 3 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、前条または第 130 条第 3 項に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等または第 130 条第 3 項第 1 項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第 2 項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(手回り品の点検)</p> <p>第 130 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止、その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。</p> <p>2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</p> <p>3 第 1 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（前項に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 121 条第 1 項第 1 号アまたはイのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>4 第 1 項および第 2 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</p>